

平成27年行政監査実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成27年行政監査を次のとおり実施する。
監査の実施に当たっては、対象となる事務について、効果的、効率的、経済的に行われているかという観点から検証する。

1 監査の対象

庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて

2 監査の目的

都の庁舎内の窓口や公園等の都民利用施設には、行政手続や相談、あるいは施設の利用等を目的として多くの都民が来訪する。これら多くの都民に対し、サービスを直接提供している現場での都民対応は、都政の評価に影響する重要な要素である。

このため、都民が来訪する庁舎や都民利用施設においては、IT化の進展やユニバーサルデザインの普及など都政を取り巻く環境に的確に対応し、利便性の向上や安心して快適な施設の運営など都民目線に立ったサービスの提供が求められる。

そこで、「庁舎及び都民利用施設における都民サービス」をテーマに平成27年行政監査を行うこととする。

3 監査項目及び観点

都民の視点に立ったサービスの提供ができているか。
利用者に対する配慮は十分なものとなっているか。

4 監査期間

平成27年9月1日（火）から平成28年1月27日（水）まで（講評を含む。）

5 監査対象局及び団体

総務局、財務局、主税局、都市整備局、環境局、福祉保健局、産業労働局、建設局、港湾局、東京消防庁、警視庁及び関係する財政援助団体

ただし、財政援助団体については、地方自治法第199条第7項に基づく監査を行う。

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。